給水を開始した日の属する年度の翌年度から起算して九年目の年度	○・三
給水を開始した日の属する年度の翌年度から起算して十年目の年度	○・一

次の各号によつて算定した額の合算額とする。

一　前条第一項第一号の表第十二号一に規定する算定方法に準じて算定した額とする。この場合において、指定都市にあつては、同号中「○・七」とあるのは「○・三」と読み替えるものとする。

二　前条第一項第一号の表第十二号二に規定する算定方法に準じて算定した額とする。この場合において、指定都市にあつては、同号中「○・七」とあるのは「○・三」と読み替えるものとする。

十一　卸売市場等の建設改良又は卸売市場等における業者の指導監督に要する経費があること。

十二　病院に要する経費があること。

医療法第一条の五第一項に規定する病院のうち市町村等が経営するものについて、前条第一項第一号の表第九号に規定する算定方法に準じて算定した額とする。この場合において、同号一の表中

四　次号に掲げる病院以外の病院	結核病床の許可病床の数	一、七九六、〇〇〇円
		○円

とあるのは

四　次号に掲げる病院以外の病院	結核病床の許可病床の数	一、七九六、〇〇〇円
		○円
	精神病床の許可病床の数	一、五二三、〇〇〇円
		○円

とする。また、同表第一号から第三号までについては、経営強化ガイドラインに基づき経営強化プランを策定したものとして総務大臣が調査した病院（令和四年度においては、経営強化プランを策定するための作業に市町村等が着手しているもの又は令和五年三月三十一日までに事業を廃止するものとして総務大臣が調査した病院を含む。）について算定するものとし、同表第四号及び同条第一項第一号の表第九号七については、市町村等が経営する病院のうち、結核病床、精神病床又は感染症病床に係るものとして都道府県から市町村に対して助成を行つていないものであつて、法令上の指定等を受けているものについて算定するものとする。

給水を開始した日の属する年度の翌年度から起算して九年目の年度	○・三
給水を開始した日の属する年度の翌年度から起算して十年目の年度	○・一

次の各号によつて算定した額の合算額とする。

一　前条第一項第一号の表第十二号一に規定する算定方法に準じて算定した額とする。この場合において、指定都市にあつては、同号中「○・七」とあるのは「○・三」と読み替えるものとする。

二　前条第一項第一号の表第十二号二に規定する算定方法に準じて算定した額とする。この場合において、指定都市にあつては、同号中「○・七」とあるのは「○・三」と読み替えるものとする。

十一　卸売市場等の建設改良又は卸売市場等における業者の指導監督に要する経費があること。

十二　病院に要する経費があること。

医療法第一条の五第一項に規定する病院のうち市町村等が経営するものについて、前条第一項第一号の表第九号に規定する算定方法に準じて算定した額とする。この場合において、同条第一項第一号の表第九号一の表中

四　五以下の病院	結核病床の許可病床の数	一、六三三、〇〇〇円
		○円

とあるのは

四　五以下の病院	結核病床の許可病床の数	一、六三三、〇〇〇円
		○円
	精神病床の許可病床の数	一、五二三、〇〇〇円
		○円

とする。また、同条第一項第一号の表第九号一の表第四号及び同条第一項第一号の表第九号七については、市町村等が経営する病院のうち、結核病床、精神病床又は感染症病床に係るものとして都道府県から市町村に対して助成を行つていないものであつて、法令上の指定等を受けているものについて算定するものとする。